

さ情審査答申第153号
平成30年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年11月9日付けで貴職から受けた、『さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌゥ使用取扱要綱』第3条に基づく行政情報のうち、さいたまクリテリウム2015に係るもの「例ノート等」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年9月24日付け都シ第439号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、2015クリテリウムオフィシャルグッズのノート(以下「ノート」という。)に関する使用承諾通知書等の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

本件処分を取り消せ

本件不開示情報(クリテリウム2015ノートに関する使用承諾)を開示せよ

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

本件請求日9月11日において同上ノートは販売されておりノートの使用承諾書等があると思料されます。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ（以下「ヌウ」という。）の使用に関しては、さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ使用取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めており、その用途が営利行為に該当する場合、または特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合などを除き、何人もキャラクターを使用することができるとしている。（要綱第2条）

また、営利行為の用途にキャラクターを使用する場合には、あらかじめキャラクター使用承諾申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。（要綱第3条）

今回、行政情報開示請求のあった要綱第3条に係る「さいたまクリテリウム2015に係るもの」の申請書については、当該開示請求のあった平成27年9月11日現在では、「ヌウぐるみLサイズ さいたまクリテリウム公認商品」のみであったため、当該商品の申請書及び使用承諾通知書を実施機関が特定した行政情報とし、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報を開示として、一部開示決定をしたものである。

異議申立人は、「クリテリウム2015のノートに関する使用承諾について開示せよ。」と主張しているが、これは、ノート表紙に当該キャラクターが使用されており、開示請求書の受領日である9月11日にノートは既に販売されているため、ノートにかかる申請書等の行政情報が存在するはずであるという主張である。しかしながら、ノートにかかる申請書は、使用者が提出する必要があることを知らなかったため提出されておらず、開示請求書の受領日である9月11日には存在しなかった。

なお、後日、実施機関より、使用者に対して口頭にて説明したうえで提出を求めたところ、平成27年9月17日に申請書が実施機関に到達し、要綱第3条に照らして検討したうえで、市のPRに寄与すると認められると判断したため、同日、キャラクター使用承諾通知書を送付した。

また、異議申立人には、本件開示請求に対する開示を行った10月1日に、9月17日以降には、ノートに関する申請書等が存在していることを伝えている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が平成27年9月11日付けで行った本件

対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成27年9月24日付けで行った一部開示決定に対してなされたものである。実施機関は当該開示請求に対し請求日時点で保有する行政情報を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行ったが、異議申立人は不開示部分の開示を求めるのではなく、特定されるべきものが特定されていないという、誤った文書特定の瑕疵を理由に異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人の異議申立ての理由は、「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効、本件行政情報開示請求日9月11日において、さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌゥが使用されたノートは販売されており、ノートの使用承諾書等があると思料されます。」である。

この異議申立ての理由に基づいて、当審査会として実施機関に対し、ノートにヌゥを使用している使用者からの申請書等の存在を質したところ、実施機関に9月17日に到達したとされている9月15日付けの申請書及び9月17日に実施機関が使用承諾した文書が存在することが明らかになった。

今回の行政情報開示請求について整理すると、9月11日に行政情報開示請求があり、実施機関は、請求書の内容から保有している該当文書を特定した。しかしながら、異議申立人が例に挙げたノートに係る申請書等は、開示請求のあった9月11日時点で提出されていなかったため存在していなかった。

条例による行政情報開示は、開示請求のあった時点において実施機関が保有している文書等を対象とするものであるから、9月11日時点で実施機関が保有していなかったノートに係る行政情報は、開示される文書の対象にはならない。したがって、実施機関がノートに係る情報を特定しなかったことは当然であり、今回の異議申立ての理由とされている文書特定の瑕疵はない。本件処分は妥当である。

なお、本件の行政情報開示請求があった9月11日時点で当該請求に係るノートの申請書等が不存在であるとしても、異議申立人が行政情報開示請求書にノート等と明示していることからすれば、実施機関はノートの申請書等を保有していないことを本件行政情報一部開示決定通知書の備考に付記する程度の配慮が望ましかったと考える。

以上のとおりであるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年11月9日	諮問の受理（諮問第409号）
②	平成29年11月16日	審議
③	平成30年1月25日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	平成30年3月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)